

## あしかが婚活応援事業の名義の使用に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、少子化の要因でもある未婚化に歯止めをかけて、足利市の婚姻率の上昇を目指すため、市民団体等が実施する婚活事業に対し、当該事業に足利市の応援名義を使用する場合の手続について必要な事項を定めるものとする。

### (内容)

第2条 市民団体等が実施する各種婚活事業に対し、参加希望者の安心感を醸成し、一層の事業の推進を図るため、事業の名称又は印刷物その他の関連資料に「あしかが婚活応援事業」の文言（以下「応援名義」という。）と、許可番号を付す。ただし、趣旨が同じであれば、文言はこの限りではない。

### (申請の手続)

第3条 応援名義の使用許可を受けようとする市民団体等は、応援名義使用許可申請書（別記様式第1号）に事業の計画書その他市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

### (使用許可の基準)

第4条 応援名義の使用許可を申請する事業が次の基準を満たしていると認められるときは、応援名義の使用を許可するものとする。

- (1) もっぱら営利を目的としないこと。
- (2) 足利市在住の独身男女を主たる対象とすること。
- (3) 公序良俗に反しないものその他社会的非難を受けるおそれのないこと。
- (4) 宗教的又は政治的活動でないこと。
- (5) 暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う企業でないこと。
- (6) 個人情報適切に管理できること。
- (7) 主催者の存在が明確であり、事業が確実に遂行されると見込まれること。
- (8) あしかが婚活応援事業の趣旨に反しないこと。

### (使用許可の期間)

第5条 使用許可の期間は、申請の日から6か月以内を限度とする。ただし、準備及び実施期間が6か月以上の事業その他市長が必要と認める事業は、この限りでない。

### (使用許可の通知等)

第6条 市長は、第3条の申請書を受理したときは、内容を審査し、その結果を応援名義使用許可通知書（別記様式第2号）又は応援名義使用不許可通知書（別記様式第3号）により、遅滞なく当該申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第7条 応援名義の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該事業の計画に変更があった場合は、ただちに市長に変更後の計画書を提出しなければならない。

(印刷物等の提出)

第8条 使用者は、応援名義を表示した印刷物等を作成する場合は、事前にその原稿を足利市総合政策部地域創生出課に提出しなければならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の内容を変更し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) この要領、法律、条例その他関係規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (3) その他前2号に準ずるものとして市長が認めたとき。

2 前項の使用許可の取消しがあった場合は、当該使用者は、ただちに印刷物等を撤去し、又は応援名義を削除しなければならない。

(事業の報告)

第10条 市長は、必要に応じて事業の報告を求めることができる。

(細目)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年10月3日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。